

個人情報目録と個人情報ファイル簿について

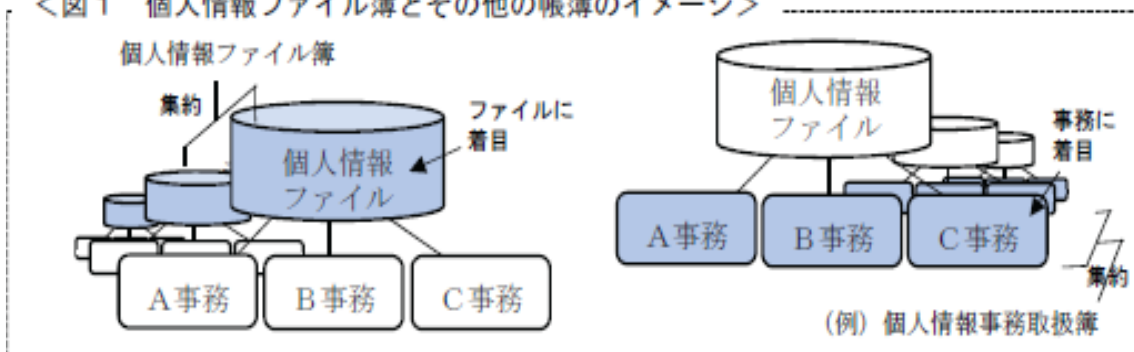
1 個人情報目録と個人情報ファイル簿の位置付け、趣旨・目的等

項 目	個人情報目録	個人情報ファイル簿
位置付け	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施機関は、個人情報を取り扱う業務を開始しようとするときは、あらかじめ個人情報を取り扱う業務の名称等を記載した届出書を提出しなければならない。 ・ 市長は、各実施機関における保有個人情報の検索に必要な目録を備え、一般の閲覧に供しなければならない。 	<p>個人情報ファイルを保有する行政機関等の長は、その保有する個人情報ファイルの概要を記載した個人情報ファイル簿を作成し、公表しなければならない。</p> <p>◇個人情報ファイル（個人情報のデータベース）</p> <p>① 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（電子計算機処理に係る個人情報ファイル）</p> <p>② 一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの（マニュアル処理に係る個人情報ファイル）</p>
趣旨・目的	<p>市民が自己に関する情報の所在や内容を確認し、積極的に自分の情報に関与することができるようにしている。</p> <p>また、実施機関は、あらかじめ業務ごとの個人情報の取扱目的を明確にし、個人情報目録に登録することで、目的を超えた取扱いを制限するなど、取扱目的ごとの個人情報の適正な取扱いに役立っている。</p>	<p>個人情報ファイルの利用に伴う個人の権利利益の侵害の危険性に鑑み、その存在及び概要を明らかにすることにより透明性の確保を図り、行政機関における利用目的ごとの保有個人情報の適正な管理に役立てるとともに、本人が自己に関する個人情報の利用の実態をよりの確に認識することができるよう、保有している個人情報ファイルの名称、利用目的、記録項目などの個人情報ファイルに関する”あらまし”を記載した帳簿として、行政機関ごとに一つの個人情報ファイル簿を作成し、公表することとされている。</p>

記載事項	個人情報を取り扱う業務の名称、個人情報の利用目的、個人情報の記録項目、個人情報の記録の対象範囲、個人情報の保有の手段、個人情報の記録形態、個人情報を取り扱う組織の名称	個人情報ファイルの名称、行政機関等の名称、個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称、個人情報ファイルの利用目的、記録項目、記録範囲、記録情報の収集方法、要配慮個人情報が含まれるときはその旨、記録情報の経常的提供先、開示請求等を受理する組織の名称及び所在地、訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等、個人情報ファイルの種別、行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨 等
登録・作成の単位	業務単位 627件（令和4年4月30日現在）	個人情報ファイル単位 人口約6万人規模の市では、3,800件程度（※）の個人情報ファイルが存在すると想定される。

※ 上表の登録・作成の単位では、人口約6万人規模の市では、3,800件程度の個人情報ファイルが存在すると想定されるとしているが、このうち、個人情報ファイルに含まれる本人の数が政令で定める数(1,000人)以上となる個人情報ファイルが何件となるかは現時点で把握できない。

<図1 個人情報ファイル簿とその他の帳簿のイメージ>



2 個人情報目録の存廃に係り、考えられるメリット・デメリット

選択肢	メリット	デメリット
個人情報目録を存続し、個人情報ファイル簿と併存させる	これまでと同様の範囲で、市民が自己に関する情報の所在や内容を確認し、自己情報に関与することができる。ただし、これまでの実際の運用の場面では、個人情報目録の検索から保有個人情報の開示等請求に至ったケースは見受けられない。	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報目録と個人情報ファイル簿の両方を作成・公表するとなると、事務が煩雑で市の機関の業務効率性が低下する。 複数の帳簿を公表することで、市民にとっては、検索しにくさや、分かりにくさが生じる可能性がある。
個人情報目録は廃止し、個人情報ファイル簿のみとする	個人情報ファイル簿のみの作成・公表により、市民にとって複数の帳簿の分かりにくさは生じないとともに、市の機関にとっては事務の煩雑はない。	<p>個人情報ファイル簿の作成・公表範囲が現行の個人情報目録（627件）より少なくなる可能性もある（上表の※参照）。</p> <p>このため、市民が自己に関する情報に関与するために検索できる範囲が狭められる可能性もある。ただし、これまでの実際の運用の場面では、個人情報目録の検索から保有個人情報の開示等請求に至ったケースは見受けられず、個人情報ファイルに替わっても同様と考えられる。</p>
個人情報目録は廃止し、個人情報ファイル簿のみとするが、個人情報ファイル簿は法定の対象（本人の数が1,000人以上）外も作成・公表する。 （例 作成・公表の対象を500人以上にする。）	<p>法定の基準未満も作成・公表することで、市民の自己に関する情報への関与について検索できる範囲が広がる。</p> <p>複数の帳簿による分かりにくさや、事務の煩雑はない。</p>	法定の基準未満の基準をどのように設定するのかの考え方が難しい。